



たかつき 自転車 ルールブック

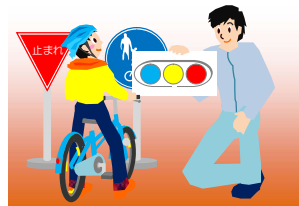
《 目 次 》	
1 正しいルールを身に付けるために 交通安全教育を行いましょ	--- 1
2 自転車はクルマの仲間です！	--- 2
3 自転車の安全点検	--- 3
4 ヘルメットを着用しましょ	--- 4
5 自転車の通行するところ	--- 5
6 自転車は1人乗りの乗り物です	--- 8
7 夜はライトをつけましょ	--- 9
8 ...ながら運転はやめましょ	--- 9
9 並んで走ったり、お酒を飲んでの運転は やめましょ	--- 10
10 自転車運転者講習制度について	--- 10
11 自転車保険の加入について	--- 11
12 自転車保険に加入しているか確認しましょ	--- 12
13 自転車は、原則は車道、歩道では車道寄りを クルマと同じ方向へ通行	--- 13



1

正しいルールを身に付けるために 交通安全教育をしましょう

交通ルールの遵守、交通安全意識の向上には、子どもが小さい頃から、家庭や学校等における継続的な交通安全教育が重要です。また、事業者は従業員に対し、交通安全に関する研修を行いましょう。



●交通安全教育は家庭から

子どもは保護者を見て成長するため、まず保護者自身が交通ルールを守りましょう。また、交通安全について、普段から子どもと話し合ひましょう。

●小学生から高校生に対する交通安全教育

小学生になると、自転車の利用で行動範囲が広がり、保護者から離れて行動する機会も増えます。中学生・高校生は、自転車事故にあうことに加え、事故で加害者になることも多くなっています。自転車の利用に必要な技能と知識の習得のほか、道路や交通状況に応じ、危険の予測、回避できる知識、能力を高めるようにしましょう。

●従業員への交通安全教育

従業員に対して、研修等を行い、歩行者への配慮、乗車用ヘルメットや反射器材の効果、自転車保険の必要性等を再確認しましょう。交通安全に対する意識を高め、自転車事故を防止しましょう。

（学校の長による交通安全教育等）

大阪府自転車条例第8条第1項

小学校、中学校、高等学校等の長は、児童、生徒及び学生に対し、安全適正利用に関する必要な交通安全教育を行うよう努めなければならない。

（保護者等による交通安全教育等）

大阪府自転車条例第9条第1項、第2項

保護者は、安全適正利用に関する講習を受講するよう努めるとともに、その監護する未成年者に対し、安全適正利用に関する必要な交通安全教育を行うよう努めなければならない。

事業者は、その従業員に対し、安全適正利用に関する必要な交通安全教育を行うよう努めなければならない。

（保護者の責務）

高槻市自転車安全利用条例第9条

保護者は、その監護する子（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）に対し、自転車の安全な利用に関する教育に努めなければならない。

（学校の長の責務）

高槻市自転車安全利用条例第10条

学校の長は、在学する児童、生徒又は学生に対し、自転車の安全な利用に関する教育に努めなければならない。

『自転車活用推進法』（国土交通省）

自転車の活用の推進に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び自転車の活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、自転車活用推進本部を設置することにより、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成29年5月に施行されました。

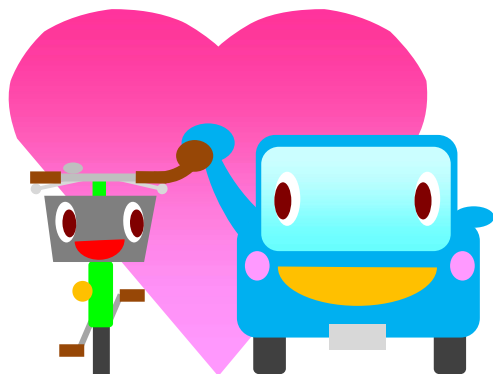
『交通安全教室の実施』（高槻市）

高槻市では、全年齢を対象とした交通安全教室を随時開催しています。ご希望に応じて、座学・実技の両方を実施いたします。詳細は下記までお問い合わせください。

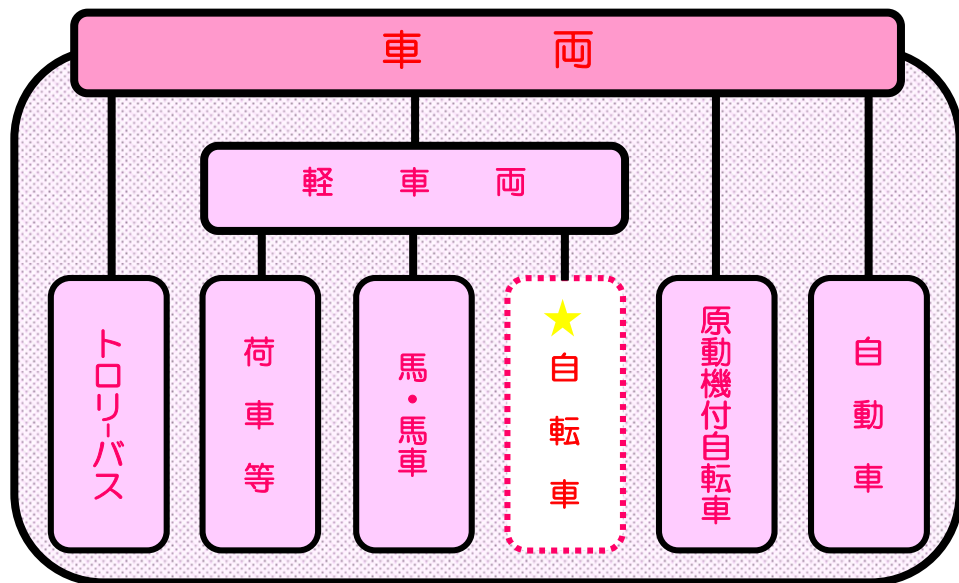
高槻市都市創造部管理課
TEL：072-674-7592

2

自転車はクルマの仲間です！



自転車は、日常生活において、通学や通勤、サイクリング等で利用される便利で身近な乗り物で、幼児から高齢者まで幅広く利用されています。しかし、自転車利用者の交通違反等による事故が後を絶たず、事故で高額な賠償請求事例も発生するなど、自転車は正しく利用しないと、事故を起こす危険な乗り物になる可能性があります。



『自転車の定義』

道路交通法第2条第1項第8号、第11号

自転車は道路交通法上「軽車両」といい、クルマやバイクと同じ「車両」と規定されています。



自転車は「車両」です。クルマと同じように、自転車自体の安全を確保するため、点検整備を行いましょう。タイヤの空気圧やブレーキの効き等の日常的な自己点検や、自転車販売店等で定期的に点検整備を受けてください。

大切です！自転車の日常点検 点検の合言葉は「ハラブタベサ」

ハンドル

前輪と直角にしっかりと固定されているか確かめましょう

タイヤ

空気がきちんと入っているか、溝に何かはさまっていたり、すり減っていないか、確かめましょう

ライト

明るく点灯するか確かめましょう

ベル

危険な時のみ使用します
きちんと鳴るか確かめましょう

ブレーキ

いざという時にきかなければ事故につながります。
前ブレーキ、後ろブレーキ両方確かめましょう

サドル

ちょうどつま先立ちした高さ、足の裏が
3分の1くらいつく高さに合わせましょう

（自転車の点検及び整備）

大阪府自転車条例第10条第1項、第2項

自転車利用者（未成年者の場合は保護者）及び自転車貸付業者その他自転車を事業の用に供する者は、利用し、又は事業の用に供する自転車について、適宜、安全適正利用のために必要な点検及び整備を行うよう努めなければならない。

ブレーキの効く 自転車に乗りましょう



『自転車の制御装置等』

道路交通法第63条の9第1項

罰則：5万円以下の罰金

自転車の運転者は、基準に適合する制御装置を備えていない交通の危険を生じさせるおそれのある自転車を運転してはならない。

道路交通法第63条の10第1項、第2項

罰則：5万円以下の罰金

警察官は、基準に適合する制御装置がないと認められる自転車を停止させて検査することができ、応急措置や運転の中止を命じることができる。

4

ヘルメットを着用しましょう

高槻市自転車安全利用条例では、国に先駆けて平成27年から、全ての自転車利用者にヘルメットの着用を求めていましたが、令和5年4月1日からは、改正道路交通法により、法律上においても全ての自転車利用者にヘルメットの着用が努力義務となりました。

自転車乗用中の交通事故で亡くなった人の約6割が頭部に致命傷を負っています。自分の身を守るためにヘルメットを着用することはもちろん、周りの人にもヘルメットを着用するよう伝えましょう。



（自転車の運転者等の遵守事項）

道路交通法第63条の11 自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。

- 2 自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。
- 3 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転るときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

（乗車用ヘルメット等の着用）

大阪府自転車条例第11条第2項

高齢者は、自転車を利用する場合は、乗車用ヘルメットその他自転車の利用に係る交通事故による被害の軽減を図るための器具を使用するよう努めなければならない。

（乗車用ヘルメットの着用）

高槻市自転車安全利用条例第13条第1項

自転車利用者は、交通事故の被害を軽減するため、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。

ポイント

(1) 車道通行のルール

中学生からは大人と同じ「車道の左側通行」!

① 車道の左端に寄って
通行しましょう

自転車は原則、クルマと同じ左側通行です。



罰則：3月以下の懲役または5万円以下の罰金

② 車道の左側に「専用通行帯」があるときは、その「専用通行帯」を通行しましょう

「自転車専用通行帯」の標識
(左、中央)と道路標示(右)

罰則：5万円以下の罰金

③ 車道に「自転車道」があるときは、その「自転車道」を通行しましょう

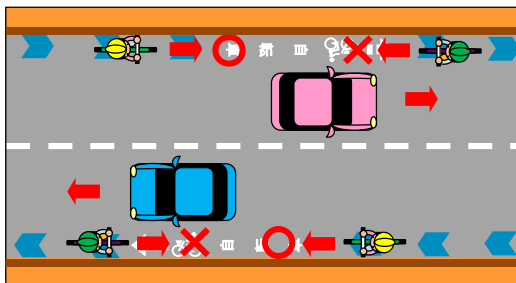
自転車道…縁石線や柵などで車道の部分に
区画された自転車の通行スペース
「自転車道」内は左側通行※右の標識(自転車一方通行)
がある自転車道では、標識
の矢印が示す方向にしか通
行することができません。「自転車道」の
道路標識

罰則：2万円以下の罰金または科料

高槻市では…

自転車を安全に快適に利用できるよ
う自転車通行空間の整備を進めてい
ます。

車道の左側端の

◀ ◀ (矢羽根) に沿って
通行しましょう

ポイント

歩道は「歩行者優先」、自転車は「徐行」！

(2) 歩道通行のルール

①「普通自転車及び歩行者専用」の標識等があれば歩道を通行することができます

自転車は車道通行が原則ですが、以下の標識・道路標示があればその歩道も双方向に通行することができます。



「普通自転車及び歩行者専用」の標識

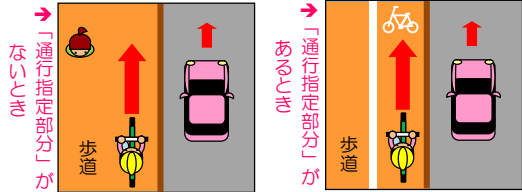
上記標識等がない歩道でも以下の場合には通行することができます。

- ①13才未満または70才以上、体の不自由な人が運転する場合
- ②道路工事等、安全のためやむを得ない場合

罰則：3月以下の懲役
または5万円以下の罰金

②歩道の車道寄りを徐行しましょう

通行指定部分があるときはその部分を、ない場合は中央から車道寄りをすぐに止まれるような速度で進行することができます。



罰則：2万円以下の罰金または料料

③歩道は歩行者優先のため、歩行者の通行を妨げそうなときは一時停止しましょう

※歩道通行時は幼児や障がい者、高齢者など様々な人がいるので注意しましょう！

罰則：2万円以下の罰金
または料料

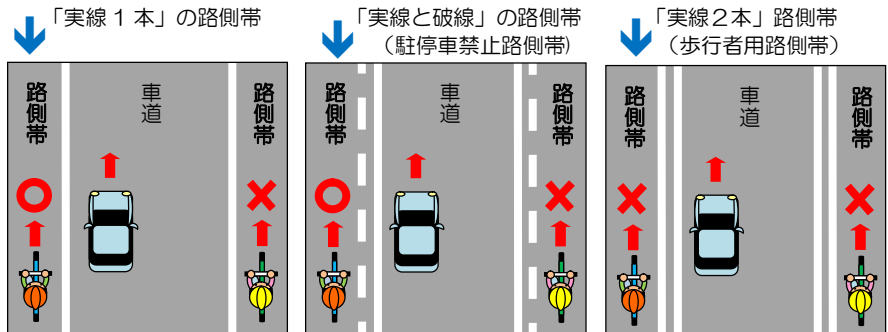


(3) 路側帯通行のルール

①一部を除き道路の左側にある路側帯を通行できます

自転車は車道通行が原則ですが、道路の左側に路側帯があるときは、その路側帯を通行することができます。ただし、歩行者用路側帯は通行できません。

自転車の路側帯通行ができる場合○とできない場合×



罰則：3月以下の懲役または5万円以下の罰金

②路側帯では、
歩行者の通行を妨げないように進行し、
歩行者が多いときなどは、
通行しないようにしましょう

路側帯では、歩行者の進行を妨げないような
速度と方法で進行しなければなりません。

罰則：2万円以下の罰金または料料

歩行者が多いなど、著しく歩行者の妨げになり
そうなときは、路側帯を通行してはなりません。

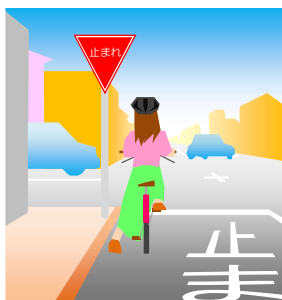
罰則：3月以下の懲役または5万円以下の罰金



歩行者の通行を妨げそうなときは、車道の左側を通行しましょう

(4) 交差点進行のルール<信号機がない場合>

①「一時停止」の標識がある交差点では、必ず一時停止しましょう



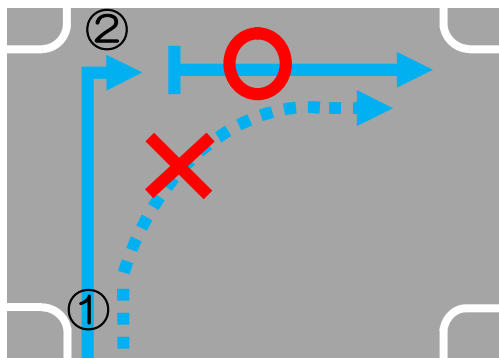
停止線の手前（停止線がない場合は
交差点の手前）で必ず一時停止し、
安全を確かめてから進行しなければ
なりません。また、「一時停止」の
標識がない交差点でも必ず安全を
確かめてから進行しましょう。

罰則：3月以下の懲役
または5万円以下の罰金、

②右折するときは、
交差点の端に沿って、
大回りに徐行しましょう

- ① 交差点に入る前にできるだけ道路の
左端に寄り、
- ② 必要に応じて交差点の向こう側で
一度止まり、安全を確かめてから
進行しましょう。

罰則：2万円以下の罰金または料料



(5) 交差点進行のルール<信号機がある場合>

①信号に従って通行しましょう

自転車は、原則として「車両用信号機」に従って通行しますが、歩道通行時は「歩行者用信号機」に従います。また、「歩行者・自転車専用」の標示板が「歩行者用信号機」に設置されている場合は、車道通行時もその信号機に従う必要があります。



車両用信号機



歩行者用信号機



歩行者・自転車専用信号機



罰則：3月以下の懲役または5万円以下の罰金



「自転車横断帯」の道路標示

- 横断歩道では、歩行者がいらない等歩行者の通行を妨げるおそれのない場合を除き、自転車を押してわたりましょう。
- 自転車横断帯がある交差点では自転車はそこを通行しなければなりません。

(6) 踏切通行のルール

①踏切の直前で停止し、安全を確認しましょう

罰則：3月以下の懲役または5万円以下の罰金

②しゃ断機が下りていたり、警報機が鳴っていたら、踏切内に入ってはいけません

罰則：3月以下の懲役または5万円以下の罰金

6

自転車は1人乗りの乗り物です

二人乗りは原則として禁止です！

- 幼児二人同乗用自転車は、国内の安全基準である SG マークやBAA マークなどの付いた安全な自転車を利用しましょう。
- 幼児二人同乗用自転車に乗り降りするときは、子どもを幼児用座席に乗せたまま自転車から離れないなど、安全に使用しましょう。



SGマーク



BAAマーク

『自転車の制御装置等』

道路交通法第57条第2項

大阪府道路交通規則第11条

罰則：2万円以下の罰金または科料

2輪の自転車の乗車人員は1人を、3輪の自転車の乗車人員は乗車装置に応じた人員を越えないこと。ただし、16歳以上の運転者が、以下に該当する場合はこの限りではない。

- 6歳未満の幼児1人を幼児用座席に乗車させる場合
- 6歳未満の幼児2人を幼児二人同乗用自転車の幼児用座席に乗車させる場合
- 4歳未満の者1人をひも等で確実に背負う場合（幼児二人同乗用自転車に幼児2人を同乗させた場合を除く）

7

夜はライトをつけましょう

夜間や交差点での事故が多いことから、相手からの視認性を向上させて事故を防止するため、自転車には前照灯や尾灯に加え、側面に反射器材を装着しましょう。

『車両等の灯火』

道路交通法第52条第1項

大阪府道路交通規則第10条第1号

罰則：5万円以下の罰金

夜間（日没から日出までの間）、通行する場合は、前照灯をつけなければならない。

※前照灯：白色又は淡黄色で、夜間前方10メートル先にある物を確認することができる照明装置



（反射器材の備付け）

大阪府自転車条例第11条第1項

自転車利用者、自転車貸付業者その他自転車を事業の用に供する者は、夜間において自転車を利用し、又は事業の用に供する場合は、自転車の側面に反射器材を備えるよう努めなければならない。

（自転車利用者の責務）

高槻市自転車安全利用条例第5条第2項

自転車利用者は、反射材その他の交通事故の防止に資する器材の装着に努めなければならない。

8

…ながら運転はやめましょう

次のような行為をしながらの運転は、注意が散漫になったり、安定を失うおそれがあるなど大変危険です。



①『安全運転義務違反』大阪府道路交通規則第13条 **罰則：5万円以下の罰金**

●傘をさし、物のかつぎ、又は物を持つ等視野を妨げ、若しくは安定を失うおそれがある方法で自転車を運転しないこと。

●ヘッドホンステレオ等を使用して大音量※で音楽等を聴きながら自転車を運転しないこと。

※大音量：警音機、緊急自動車のサイレン、警察官の指示等安全な運転に必要な交通に関する音又は声を聞くことができないような音量

②携帯電話等の使用禁止 道路交通法第71条第5号の5

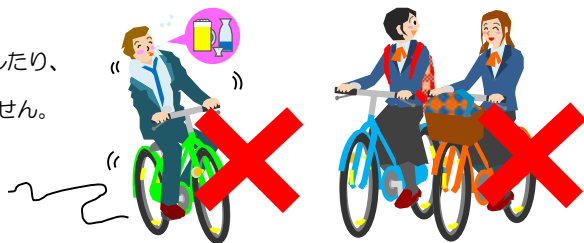
罰則：6月以下の懲役または10万円以下の罰金

●走行中、携帯電話等を手でもって通話したり、画像を注視して自転車を運転しないこと。

9

並んで走ったり、お酒を飲んでの運転はやめましょう

自転車は、他の自転車と並進したり、
お酒を飲んで運転してはいけません。



『並進禁止』

道路交通法第19条、第63条の5

罰則：2万円以下の罰金または科料

※「並進可」の標識がある道路では、2台並んで通行することができます。



「並進可」の道路標識

①『酒酔い運転』 ②『酒気帯び運転』

道路交通法第65条第1項

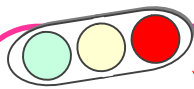
罰則：①5年以下・②3年以下の懲役または①100万円以下・②50万円以下の罰金

10

自転車運転者講習制度について

以下の16項目の「危険行為」により、3年以内に2回以上検挙された違反者は講習の対象となります。（14歳以上）

受講命令に従わない場合は5万円以下の罰金に処せられます



16項目の「危険行為」

- | | |
|--------------------------|--------------------|
| ①信号無視 | ⑨環状交差点安全進行義務違反等 |
| ②通行禁止違反 | ⑩指定場所一時不停止等 |
| ③歩行者用道路における車両の義務違反（徐行違反） | ⑪歩道通行時の通行方法違反 |
| ④通行区分違反 | ⑫制動装置（ブレーキ）不良自転車運転 |
| ⑤路側帯通行時の歩行者の通行妨害 | ⑬酒気帯び運転等 |
| ⑥遮断踏切入り | ⑭安全運転義務違反 |
| ⑦交差点安全進行義務違反 | ⑮携帯電話使用等 |
| ⑧交差点優先者妨害 | ⑯妨害運転（あおり運転） |



自転車保険の加入について

自転車に関する事故への備えと被害者の救済を図るため、自転車利用者(未成年者の場合は保護者)は、大阪府自転車条例により、自転車に関する保険に加入しなければなりません。(義務化)

●自転車保険とは？

ここでいう自転車保険は、個人賠償責任保険のように、自転車事故によって生じた他人の生命又は身体の損害を補償することができる保険又は共済をいいます。また、高槻市自転車安全利用条例では、他人の財産における損害を補償することができる保険等についても加入を求めています。

「もしも」に備えて
自転車保険の加入は
義務です！



●高額な損害賠償請求事例

自転車事故の被害により、数千万円の賠償金を支払わなくてはならない場合があります。この賠償責任は、未成年者が起こした事故であっても免れられません。

賠償額	事故の概要
9,521万円	男子小学生が夜間、自転車で帰宅途中に歩行中の女性と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等で意識が戻らず、監督責任を問われた母親に賠償命令。 (神戸地方裁判所 平成25年7月4日判決)
9,266万円	男子高校生が自転車で車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員と衝突。男性会社員は言語機能の喪失等の障害が残った。 (東京地方裁判所 平成20年6月5日判決)

(自転車損害賠償保険等の加入等)

大阪府自転車条例第12条第1項、第2項、第3項

自転車利用者(未成年者の場合は保護者)は、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。

事業者は、その事業活動において従業者に自転車を利用させるときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。

(保険等の加入)

高槻市自転車安全利用条例第14条第1項

自転車利用者は、自転車の利用に係る交通事故により他人に与えた損害の賠償を補償する保険又は共済(大阪府自転車条例第12条第1項に規定する自転車損害賠償保険等を除く。)に加入するよう努めなければならない。

12

自転車保険に加入しているか確認しましょう

自転車保険には様々な種類があり、本人が気付かないうちに、既に加している場合があります。まずは、自転車保険に加入しているか確認しましょう。

●自転車保険の種類

自転車保険には、人にかかる保険として、自動車保険や火災保険等に付帯するもの、加入者本人ではなく家族が

契約しているもの、共済やPTAの保険のように団体で加入するもの等があります。

また、TSマーク付帯保険は、自転車の車体に保険をかけるため、その自転車で事故を起こした場合、誰が運転していても保険の対象となります。

事業者向けには、TSマーク付帯保険のほか、業務の遂行によって生じた対人事故の損害を賠償する施設所有者賠償責任保険があります。

<個人向けの自転車保険>



自転車保険の種類		保険の概要
個人賠償責任保険	自転車向け保険	自転車事故に備えた保険
	自動車保険の特約	自動車保険の特約で付帯した保険
	火災保険の特約	火災保険の特約で付帯した保険
	傷害保険の特約	傷害保険の特約で付帯した保険
共 済		全労災、市民共済など
団 体 保 険	会社等の団体保険	団体の構成員向けの保険
	PTAの保険	PTAや学校が窓口となる保険
TSマーク付帯保険		自転車の車体に付帯した保険

<事業者向けの自転車保険>

自転車保険の種類	保険の概要
施設所有者賠償責任保険	業務活動中の事故に備えた保険
TSマーク付帯保険	自転車の車体に付帯した保険



TSマーク

『大阪府自転車条例』関連ホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/dorokankyo/osakajitensha/index.html> 大阪府自転車条例や自転車保険のリーフレット、自転車保険の加入確認チェックシート等を掲載しています。

自転車は、原則は車道、 歩道では車道寄りをクルマと同じ方向へ通行

～道路交通法では～

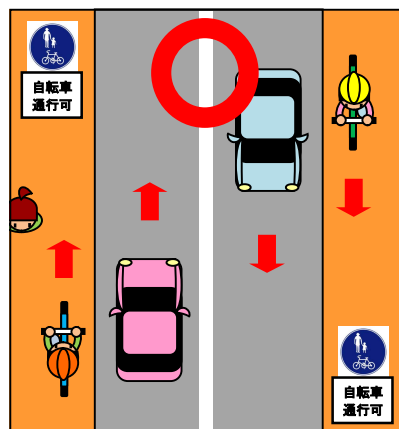
歩道は本来、歩行者のための道であり、道路交通法上、自転車は原則として車道の左側を通行しなければいけません。また、例外的に歩道を双方向に通行することができますが、その際は歩道の車道寄りを徐行する必要があります。

～高槻市では～

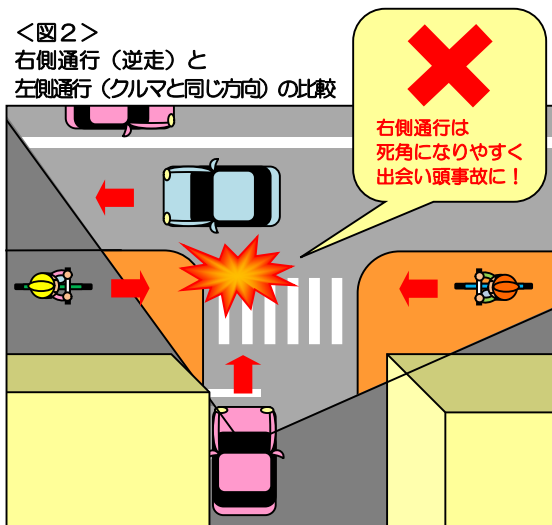
高槻市自転車安全利用条例では、歩行者・自転車利用者双方の安全を図るため、左側にある歩道を、クルマと同じ方向へ通行するよう努めることを定めています。（図1 参照）

歩道上で左側通行の自転車と右側通行（逆走）の自転車がすれ違うとき、右側通行の自転車が道を譲って車道に降りてしまうと「車道の逆走」となるだけでなく、クルマが走ってきた場合は急な飛び出しとなり、非常に危険です。また、右側通行をすると、交差点で建物などの死角に入りやすくなります。そのため、交差点に進入しようとするクルマの運転者から発見されにくくなり、出会い頭事故の危険性が高まります。

＜図1＞クルマと同じ方向を通行



＜図2＞
右側通行（逆走）と
左側通行（クルマと同じ方向）の比較



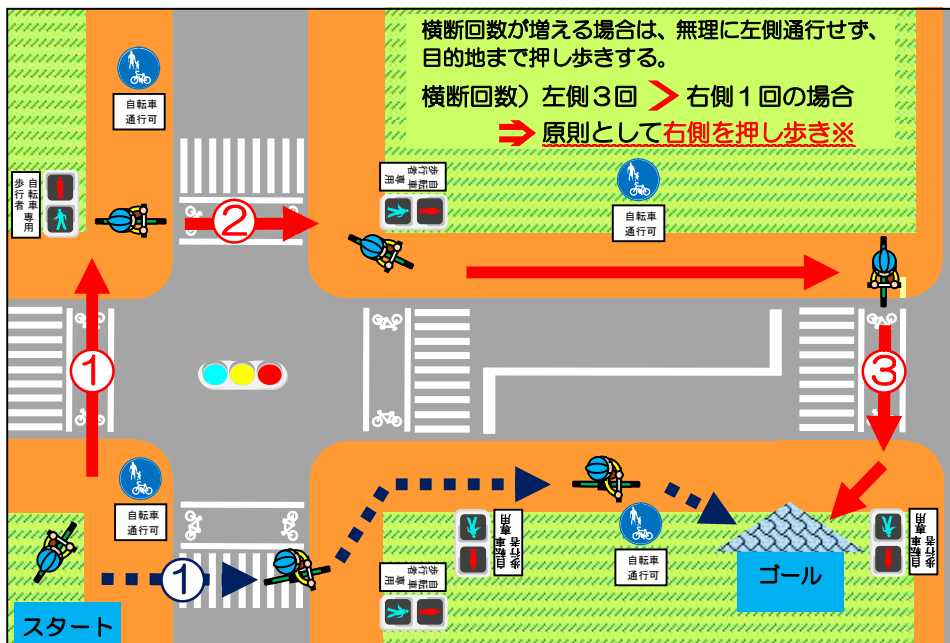
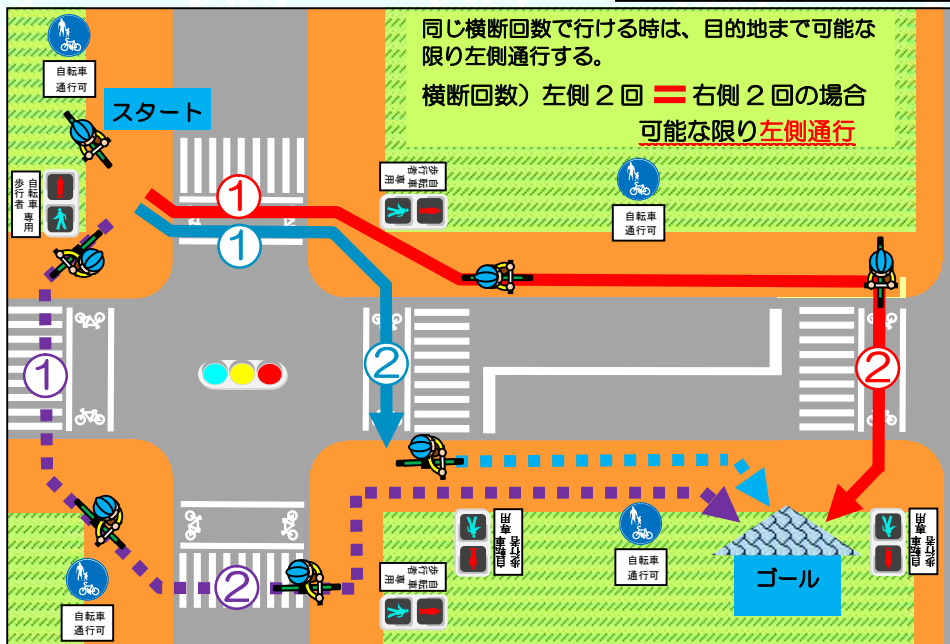
（左側通行）

高槻市自転車安全利用条例第12条

自転車利用者は、道路交通法第63条の4の規定により自転車（同法第63条の3に規定する普通自転車に限る。）が歩道を通行することが認められる場合において、自転車で歩道を通行するときは、車道の左側に設置されている歩道を自動車等の進行方向と同方向に通行するよう努めなければならない。

～歩道の一方通行のポイント～

乗車 → 押し歩き▶



※押し歩きの例外： 歩道上に歩行者等が少なく、通行の妨げとならない場合など。
 (乗車可能な場合) ただし、右側通行(逆走)の危険に十分注意して通行してください。

ひと、自転車、クルマ
みんなが快適なまちへ



自転車の
ルールが気になったら
ここをクリック！



たかつき 自転車 ポータル

検索



毎月15日は自転車安全利用の日

高槻市自転車安全利用条例では原則毎月15日を「自転車安全利用の日」と定め、自転車の安全利用に関する様々な取組を行っています。

改訂年月：令和6年11月

発行：高槻市

編集：都市創造部管理課